



保険外併用療養費 (初診時・再診時選定療養費) について

当院は、紹介重点医療機関に選定されており、初診時に他医療機関からの紹介状が無い場合、**初診時選定療養費**をご負担いただいております。

また、当院から他医療機関へ紹介後も当院での診療を希望される場合は、再診の都度、**再診時選定療養費**をご負担いただいております。

これは医療機関の機能分担の推進を目的とした国により定められた制度です。ご理解いただきますようお願いいたします。



厚生労働省案内

初診時選定療養費：医科 7,700 円（税込）、歯科 5,500 円（税込）

再診時選定療養費：医科 3,300 円（税込）、歯科 2,090 円（税込）

□ 初診時とは

- ・初めて受診される場合
- ・新たな診療科を受診される場合
- ・以前に受診されたことがあってもその時の治療が終了している場合 等

□ 医科（内科や外科、精神科等）と 歯科について

- ・当院医科に受診中の方が、当院歯科を初診で受診される場合も、歯科で選定療養費のお支払いの対象となります。歯科受診中の方が医科へ初診で受診の場合も同様です。

【以下の場合には徴収の対象にはなりません】

- ・他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- ・救急車により搬送された方
- ・生活保護や特定の疾患等により各種公費医療制度の対象となっている方
- ・医科と歯科の間で院内紹介された方
- ・労働災害、公務災害、自費診療の方 等

ご不明な点がございましたら、医事課スタッフまでお尋ね下さい